

第5章 史跡松本城の保存・活用・整備の現状と課題

史跡の保存・活用・整備については、文化庁の「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」にその内容が定義されており（第24図）、これに従って記述を進めます。

1 保存の現状と課題

(1) 指定地全体の現状と課題

ア 現状

文化財保護法により、松本市が史跡松本城の管理団体に指定されており、史跡指定地は一部を除き都市公園「松本城公園」でもあることから、松本城管理事務所が史跡及び都市公園の日常的な維持管理（清掃、き損箇所の点検・修繕等）、史跡の保存、公開活用、整備を所管しています。

史跡指定範囲のうち、本丸は天守とともに有料公開し、二の丸、西総堀土塁は公園として利用されています。二の丸は松本城公園として日常的に多くの市民、観光客が訪れ、広く親しまれています。

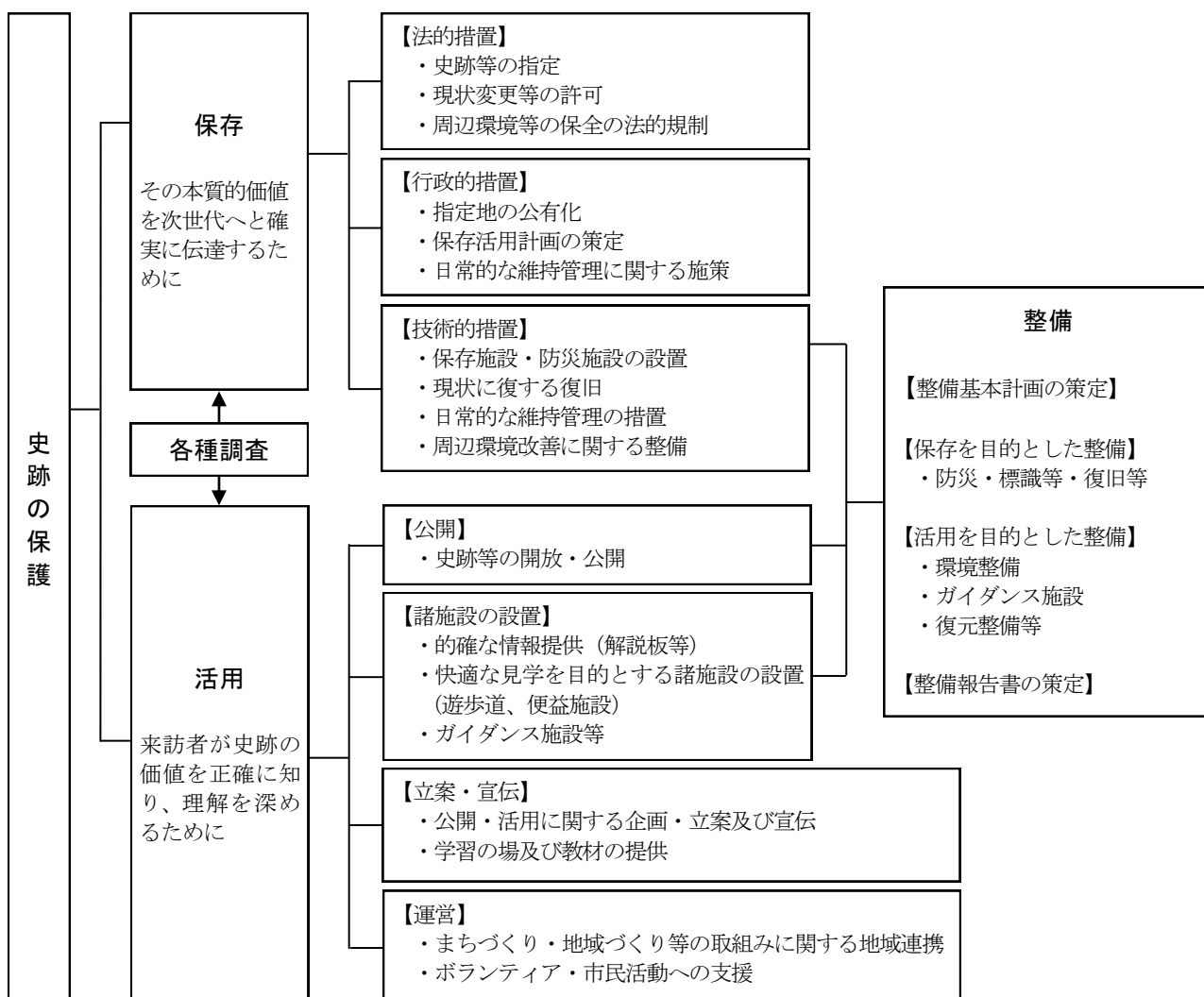
【法的措置】

○史跡指定

第3章に述べたように、昭和5年の指定以降、東総堀、西総堀土塁跡、南・西外堀の3カ所について史跡追加指定を行っており、南・西外堀については現在も継続して追加指定に取り組んでいます。

○現状変更等の許可

文化財保護法第125条による史跡現状変更等の許可は、松本市教育委員会文化財課が所管し、行為申請者から提出された現状変更許可申請書は文化財課から長野県教育委員会を経由し、文化庁に提出されて



第24図 史跡の保存・活用・整備（「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」より作成）

います。松本市教育委員会が許可等を行う案件については、文化財課がその事務を行っています。

これまでの現状変更等許可申請は、史跡整備事業（石垣修理等）・公園整備事業に係るもの、史跡内で行われるイベント等に係るもの（仮設物の設置等）、史跡及び松本城公園の維持管理に係るもの（上下水道管の修繕等）の三つに大きく分けることができます。

○都市公園法・松本市都市公園条例・松本城管理条例に基づく管理

史跡松本城の範囲は、一部を除き都市公園「松本城公園」に含まれ、都市公園法及び松本市都市公園条例による管理を行い、更に本丸内は松本城管理条例による管理を行っています。両条例により、松本城公園における制限行為、禁止行為を定め（表1 1）、制限行為に関する許可を松本城管理事務所が行っています。行為許可申請は、年間約200件程度提出され、テレビ番組等の撮影、各種イベント・集会の開催が大半を占めています。個々の行為許可に当たり、松本市都市公園条例及び松本城管理条例では基準が明確でない部分について、行為許可に関する内規を定め、運用しています。次節のように、二の丸でのイベント開催の際、一般の来場者への配慮や地下遺構・景観に対する影響への配慮等が課題となっています。

○周辺環境の保全の法的規制

第2章のように、景観を中心とした周辺環境の保全に関する法的規制を行っています。また、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として、松本城三の丸までを「松本城跡」、松本城下町の範囲を「松本城下町跡」としており、当該範囲内の掘削を伴う開発行為については松本市教育委員会文化財課が把握し、試掘調査、発掘調査等の保護措置を講じています。

【行政的措置】

○指定地の公有化

史跡指定地の大半は公有地であり、民有地は東総堀西側の石垣沿いの一部と、南・西外堀の一部です。南・西外堀は復元整備事業に向け、関係権利者の同意を得られた範囲から順次公有化を推進しています。

○日常的な維持管理に関する施策と実施

松本城管理事務所が史跡・公園の日常的な維持管理として、清掃、除草、樹木剪定、夜間巡回警備等を業務委託により実施（表1 2）するとともに、史跡のき損箇所の確認・復旧等を随時実施しています。

【技術的措置（ハード面の整備）】

○保存施設（史跡標識、説明板、境界標）、防災施設の設置

史跡標識については3カ所に設置済みです。文化財保護法により設置が義務付けられている史跡全体の

表 1 1 文化財保護法、都市公園条例、松本城管理条例による規制

範囲、法令・条令	条文	法、条例による規制
史跡指定範囲 文化財保護法	第125条	史跡に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない
都市公園範囲 松本市都市公園条例	第21条 行為の制限	市長の許可が必要 ・物品販売 ・行商、募金その他類する行為 ・業としての写真、映画の撮影 ・演説、集会、競技会、展示会、音楽会、写生会、撮影会その他類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること ・その他市長が必要と認めること
	第23条 行為の禁止	・公園の損傷、汚損 ・竹木の伐採、植物の採取・土地の形質変更、土石類の採集 ・鳥獣魚類の捕獲、殺傷 ・貼紙等又は広告の表示 ・立入禁止区域への立入り、指定された場所以外への車馬の乗入れ、駐車 ・たき火、野営 ・禁煙区域内での喫煙、公園の用途以外の使用 ・上記のほか、他人に危険を及ぼすおそれのある行為若しくは著しく迷惑をかける行為又は都市公園の管理上支障のある行為をすること
本丸庭園 松本城管理条例	第3条 禁止行為	・落書等の汚損、損傷 ・広告又はこれに類する貼紙 ・指定された場所以外での喫煙及び火気使用 ・その他教育委員会が不相当と認めたこと

表 1 2 日常的な維持管理に係る主な業務委託の内容

件 名	委託の内容・目的
松本城本丸庭園・公園等清掃業務	史跡内の美観を保ち、公園利用者が快適に利用できるよう、清掃、除草、芝の手入れ等を委託
松本城本丸庭園・公園樹木等管理業務委託	松本城本丸庭園、松本城公園の樹木等の健全育成、景観保持及び利用者への安全確保を目的とした総合的な管理を委託
松本城本丸庭園・公園トイレ清掃業務委託	松本城本丸庭園、松本城公園のトイレを市民及び観光客が快適に利用できるよう清掃業務を委託
松本城史跡内堀等清掃業務	史跡内に所在する堀の景観を保持することを目的として定期巡回、清掃、藻類の除去を実施
松本城公園及び本丸庭園松枯れ防除（樹木樹幹注入）業務委託	松本城公園及び本丸庭園内の松を病害虫から防除することを目的として、樹幹に薬剤を注入
松本城宿直警備業務委託	夜間、休城日の天守・史跡内の火災、盗難、侵入等に対する保守警備を実施
松本城天守案内等業務委託	天守観覧者の利便性向上・安全確保、施設保全及び環境美化を図るため、下足袋の配布、観覧者の案内、天守内の巡回警備等を実施
松本城火災報知設備等保守点検業務	天守他各施設の火災報知設備等の点検業務を実施
松本城総合防災ネットワーク設備保守点検業務委託	松本城天守他各施設の防犯・防火を目的とするネットワークの保守点検を実施（H22設置、監視カメラ サーバー等）
松本城堀浄化用井戸揚水設備保守点検業務委託	所管する各井戸揚水ポンプの保守点検及び清掃、水質検査

概要を示す説明板は未設置であり、史跡境界標についても過去に設置したもののほとんどが失われ、現状では1カ所のみとなっています。

防災施設は、天守を中心に設置し、天守内の防災設備の他、天守及び本丸内の総合防災システムの設置、消火栓・防火水槽・非常用電気設備等を設置しています。復興建造物である黒門、復元建造物である太鼓門とも火災報知設備及び消火器等を設置しています。

○原状に復する復旧

史跡のき損の復旧のうち小規模なものは、文化庁にき損届及び復旧届を提出した上で、随時実施しています。継続的に取り組んでいる石垣修理等、期間が長期間に及び、経費も多額となるものは、年次計画を立案した上で計画的に実施し、市の総合計画等、上位計画に位置付けて実施しています。

○周辺環境改善に関する整備

松本城周辺の景観については、第2章に述べた法的規制や各種計画に基づく措置により、その維持向上を図っています。市街地に位置する平城のため、三の丸から天守を望むことのできる場所は限られますが、周辺建物の高さ規制により、本丸・二の丸から堀、天守、周囲の山々を望む美しい景観を見ることができます。埋蔵文化財については、周知の埋蔵文化財包蔵地「松本城跡」・「松本城下町跡」について、開発行為に先立つ事前協議、試掘・発掘調査による記録保存を行っています。松本城や松本藩主に関係した顕在遺構（墓所、武家住宅等）、歴史資料等の文化財については、長野県教育委員会及び松本市教育委員会が文化財指定を行うとともに、修理等の保存整備を図っています。また、松本城、松本城下町及びその周辺地域の旧町名を記した石碑を設置し、旧町名の伝承と町割の保存を図っています。

【調査研究】

文献史料・古絵図等の収集、調査については、松本城管理事務所の研究専門員が中心となって継続的に実施しています。松本城管理事務所には、旧藩主戸田家、市民等からの寄付を受けた史料を保管しており、目録の作成等の基礎的な整理作業、資料の調査研究を行っています。整備事業に当たっては、これら調査成果が史実の確認のための重要な根拠となります。また、絵図、古写真については、デジタルデータ化や複製の作製を行い、その成果を活用して古絵図等をまとめた冊子を刊行するなど、その保存と活用を図っています。また、石垣等の復旧（修理）、遺構の整備に当たっては、史実に基づく整備を行うため、事前に発掘調査、文献等調査を実施し、必要となる学術的な成果を把握し、発掘調査成果、工事記録等については、記録を留め、報告書として刊行しています。

イ 課題

- ・史跡の本質的価値及び構成要素が明確にされておらず、保存の基本方針及び現状変更等の取扱いに関する

る基準が定められていません。このため、本計画においてこれらを定める必要があります。

- ・文化財保護法上設置を義務付けられている史跡説明板、史跡境界標が未設置であり、史跡の概要、範囲等に関する基本的な情報の市民、来場者への提示、現地での史跡境界の確認ができていません。

(2) 各地区の現状と課題

ア 現状

【本丸地区】

本丸は、昭和30年から31年に公園整備として園路や修景的な植栽が設けられ、本丸庭園と呼称されています。南側は黒門土橋で二の丸と、北側は北裏門土橋で三の丸とそれぞれ連結されています。本丸の外周は石垣、内周は土坡（腰石垣あり）となっています。本丸内には、歴史的建造物として国宝天守があり、史跡の復元・表示施設として黒門二の門・枅形（復元）、黒門一の門（復興）、本丸御殿跡外周表示があります。地下遺構として本丸御殿及びその周辺の厩・番所等の他、石垣上の櫓・塀、門等の遺構があります。本丸内の発掘調査は、黒門枅形復元時及び現在の管理事務所改築時の調査がありますが、浅い所では現地表から15センチメートル程度下に近世の遺構面があることが確認されており、地下遺構の保護に十分な配慮を要する状態です。また、史跡の管理・公開のための施設が集中しており、管理事務所（売店併設）、券売所、倉庫、作業員詰所、トイレ等が設置されています。

【二の丸地区】

江戸時代には二の丸の外周は土坡で土塁が存在し、塁上に櫓や塀が設けられていましたが、明治維新及びその後の近代の土地利用の中で失われています。江戸時代からの建造物として二の丸御殿跡内に御金蔵が、復元建造物として太鼓門一の門・二の門があり、二の丸御殿跡が平面表示として整備されています。地下遺構として、古山地御殿跡の他、八千俵蔵等の倉庫、焰硝蔵等があります。

戦後の公園整備以降、公園施設としてトイレ・園路・植栽等が設置され、松本城公園として一般開放し、多くの市民・観光客が訪れ、市民の憩いの場として親しまれています。また、二の丸を会場とする各種の大型イベントも開催されています。一方で、二の丸のかつての姿や、史跡の価値を来場者や公園利用者に理解してもらうための説明板等が不足しており、二の丸が史跡であることやその保存に関する理解が十分に得られていないのが現状です。

二の丸南東隅の松本市立博物館は、整備計画で移転することとされており、現在三の丸内への移転に向けた取組みが進められています。

【内堀・外堀地区】

内堀・外堀とも松本城の歴史的景観や良好な環境を形成していることから、清掃や水位管理等の日常的な維持管理と水質の維持を図っていますが、堀は多量の堆積物により水深が非常に浅くなっており、堆積物の除去が喫緊の課題です。近代の土地利用の中で、内堀南側の一部と北西外堀の南側・北側は埋め立てられ、内堀の二の丸側の石垣も二の丸御殿跡西側を除き、明治・昭和時代に改められています。

内堀北西部の埋の橋は、昭和30年に埋門を入場口とするために設置されたもので、江戸時代にはなかったものであるため、整備計画には埋の橋の撤去及び足駄塀の復元が掲げられています。一方で、設置後50年以上が経過し、松本城の景観の一部として広く認知されています。平成23年の長野県中部を震源とする地震により埋門南側石垣が被害を受け崩落の危険が生じたため、埋門入場口を閉鎖し、入場口を黒門入口のみとし、埋の橋への立ち入りも禁止しました。石垣修理工事竣工後も、本丸正門である黒門からの入場、まちなかへの回遊性の向上と埋の橋の老朽化のため、現在もこの措置を継続しています。

【東総堀地区】

東総堀は、江戸時代には堀の両側とも土坡で、三の丸側（西側）には土塁がありました。現在、堀の東側は市道に接し、腰石垣のある土坡となっています。西側は松本市役所や住宅があり、石垣や擁壁が設けられていますが、いずれも近代以降に付加されたものです。西側の石垣上は、石垣から1メートルの範囲までが指定範囲となっており、一部民有地があります。指定範囲ほぼ中央には、市道の橋（深志橋）が東西に架けられています。北西部分は埋め立てられ空堀状になっており、小公園と井戸（北門大井戸）が設置され、この井戸から堀に水が供給されています。

これまでの発掘調査により、江戸時代の堀の範囲は東側・西側とも現在より外側にあったことが確認されています。また、東総堀西側の石垣等は、本来の姿ではありませんが、堀西側の宅地等の擁壁となって

おり、現状を維持する必要があります。平成15年度に実施した松本市役所東側の総堀石垣修理でも、既存石垣は建物の堀側の擁壁としての役割を果たし、また本来の堀及び土坡は現在のよりも外側に位置していたため、地下遺構として残存している杭列や土坡等を保護するための石垣として整備しています。

また、内堀・外堀地区同様、多量の堆積物により水深が浅くなっており、その除去が必要です。

【西総堀土塁地区】

西総堀土塁は平成21年度までに整備が行われ、現在は公園として公開しています。残存土塁、総堀に関する遺構及び武家屋敷跡については、史跡整備により保存されています。

【南・西外堀地区】

現在、堀の復元整備事業に取り組んでおり、史跡指定範囲の公有化を進めています。公有化に当たっての既存住宅等の除却の際は、現状変更等許可を得た上で、工事に伴い地下遺構に影響がないよう、埋蔵文化財担当職員が立ち会う等の保護措置を講じています。堀の整備事業に着手するまでの間は、更地の状況が続くため、防犯を含めた適切な管理が必要となります。事業用地は、史跡整備等以外の用途の他に供することはせず、周辺を仮設の柵で囲むとともに、夜間の巡回警備を業務委託により実施しています。

イ 課題

【本丸地区】

- ・本丸内は、戦後の公園整備の際の名称である「本丸庭園」という呼称が用いられており、城郭に伴う庭園であるとの誤解を生じやすく、史跡本来の姿が誤った形で伝わってしまっているおそれがあります。
- ・管理事務所の移転が整備計画に位置付けられているものの、現時点で検討は行われておらず、計画で指摘されているように本丸内の景観阻害要因となっています。
- ・現地表から近世の遺構面までの深度が非常に浅いことから、地下遺構の保存に十分な配慮を要する状態であり、今後の本丸内整備に合わせて、盛土等の保護措置を検討する必要があります。
- ・地下遺構の調査が不十分であるため、その残存状況や位置、明治維新後の改変箇所の特定されたと思わ特定等ができていません。

【二の丸地区】

- ・各種イベント開催に伴う仮設物の設置、重量物を搭載した大型車両の通行等、地下遺構の保存に影響が懸念される状況であり、保存と活用との両立を図る必要があります。
- ・説明板の設置等、二の丸の史跡としての価値を認識してもらい、その保存に理解を得るための取組みが必要です。
- ・地下遺構の調査が不十分であるため、その残存状況、位置等が十分に把握できていません。

【内堀・外堀地区】

- ・一部の石垣の外観や位置について、近代以降の改変により、本来の姿を示していない範囲があり、その本質的な価値を顕在化できていません。また、近代以降に付加されたり改められた石垣に孕み出し等の破損が見られ、短期的な視野で復旧（修理）を行う必要があります。
- ・整備計画に位置付けられている埋の橋の撤去の取扱いを早期に検討する必要があります。
- ・堀の堆積物除去の実施及び水質の維持を図る必要があります。

【東総堀地区】

- ・堀西側の近代以降に付加された石垣・擁壁に小規模なき損が見られ、経過観察及び補修が必要です。
- ・堀西側の民有地の公有化を検討する必要があります。
- ・堀の堆積物除去の実施及び水質の維持を図る必要があります。

【西総堀土塁地区】

- ・整備時に植栽した低木に枯れが目立ち、補植等を行う必要が生じています。

【南・西外堀地区】

- ・関係権利者の理解と協力の下、今後も継続して史跡追加指定と公有化を推進する必要があります。

(3) 本質的価値を構成する要素等の保存の現状と課題

ア 現状

【石垣】

松本城の石垣は、天守台石垣、黒門台石垣、太鼓門台石垣、内堀石垣（本丸・二の丸側）、外堀（本丸

側、二の丸側のうち北西から南外堀まで)があり、江戸時代の姿を留めているもの、解体修理されているもの、後世に付加されたり改められたものがあります(第25・26図)。

松本城の石垣は、野面積み石垣を主体とし、打ち込み接ぎの石垣が部分的に見られます。天守台石垣を始めとする野面積み石垣は、文禄から慶長期に築造されたものとされ、その時代の特徴を良く残し、城郭建築史においても、特色ある石垣として貴重なものです。また、打ち込み接ぎの石垣や、江戸時代に行われた修理箇所には石垣の時代的な変遷をうかがうことができます。

石垣の修理履歴については、江戸時代の古文書に記載がありますが、近代の石垣修理や改変の状況は文書記録が確認できていません。戦後、天守解体修理の際に天守台石垣の一部、本丸南側の一連の石垣の解体修理が行われており、それ以降、崩落箇所や崩落の危険度の高まった箇所の修理が行われています。

平成14年度から15年度(平成22年度に再調査)に石垣現況調査を実施し、石垣の築造年代に関する検討、破損状況の確認を行っています。また、破損状況の度合いと人的被害のおそれの有無を勘案し、石垣の危険度をA～C(危険度A:早急に対応しなくてはならない箇所、B:中期的な破損状況を観察しながら対応すべき箇所、C:長期的な整備計画の中で考え、当面はA・B箇所を優先させることが可能な箇所)に分類し、危険度Aの箇所から順次修理を進めています(第27図)。

石垣に変状が見られる箇所は、年1回測量を実施し、築石の移動の有無等の経過観察を行っています。

【堀】

平城である松本城にとって、堀は防御のために設けられた城郭構成上重要な施設です。内堀、外堀(北外堀、東外堀、南外堀東側)、東総堀は、水堀としての姿を留めており、市民や来場者に城郭構成を伝えるとともに、歴史的景観や良好な環境を形成する重要な要素となっています。

現在、堀の水は地下水によっており、内堀・外堀は史跡地内1カ所、史跡地外4カ所の計5カ所の井戸の地下水を投入しています。内堀・外堀の水は、両堀を循環し、最終的に外堀北西隅から、河川に通じる水路に放水しています。水門を6カ所(排水箇所含む)に設け、委託業者により流量を調整し、堀の水の循環と水位管理をしています。局地的な大雨の際、排水地点付近の北西外堀に並行している水路から大量の雨水が堀内に流入し、堀からあふれ出す事態が生じたこともあります。東総堀は、埋め立てられて空堀状となっている北西隅部分の井戸の地下水を投入し、最終的に女鳥羽川に放水しています(第28図)。

堀には富栄養化した多量の堆積物があり、水質の悪化防止のため、低水位にして水の循環の速度をできるだけ早くし、放水できるよう管理しています。このため、排水時の水質を確認しても、一定の透明度を維持できています。初夏と秋を中心に、堆積物の上面に繁茂した藻が水面上に浮かび、堀内を浮遊する現象が見られ、その除去を行っていますが、水草の繁茂は見られません。水面上に浮かんだ藻、落葉、ゴミ等については、週3回業務委託により清掃を実施しています。

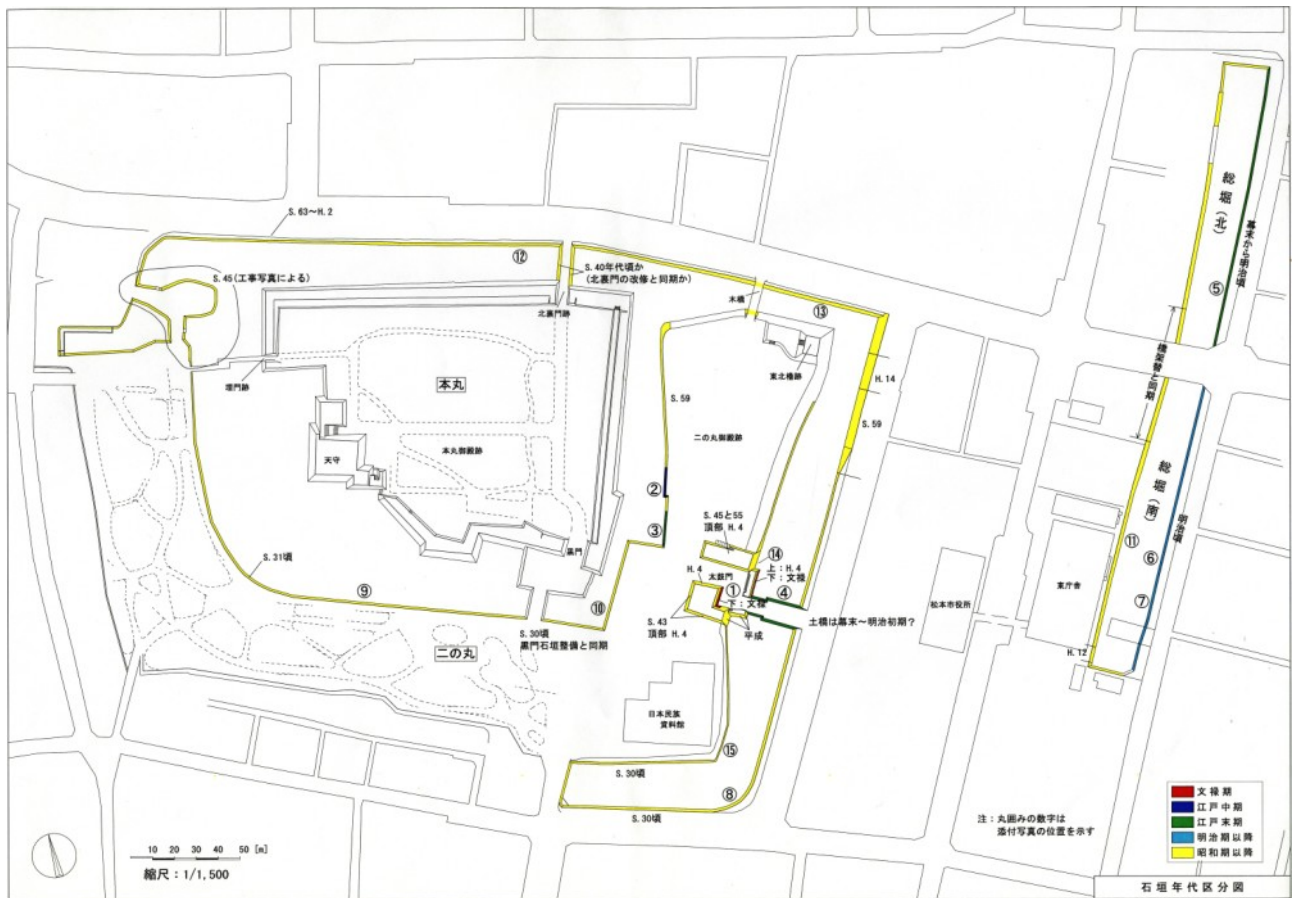
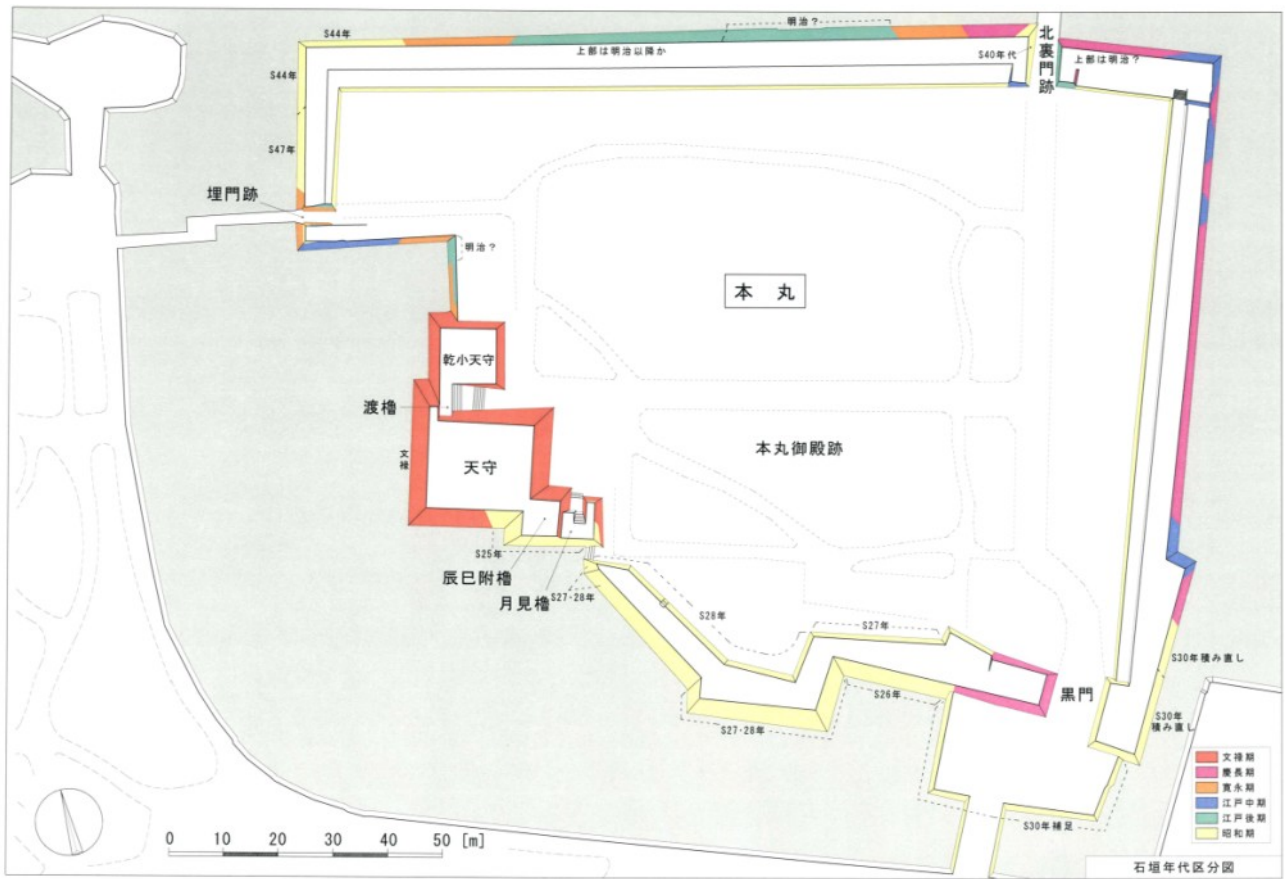
堀内には大量の堆積物が蓄積しており、水深は浅い所では10センチメートル程度となっている範囲が見られ、堀が埋まりつつある状況です。こうした箇所では、降水量の少ない時期や、地下水の投入量が変化した際、堆積物が水面上に露出する事態がこれまで何度か生じています。また、富栄養化した堆積物等から悪臭が発生することがあります。このため、堀内の堆積物除去(しゅんせつ)が必要な状況です。

【地下遺構・遺物】

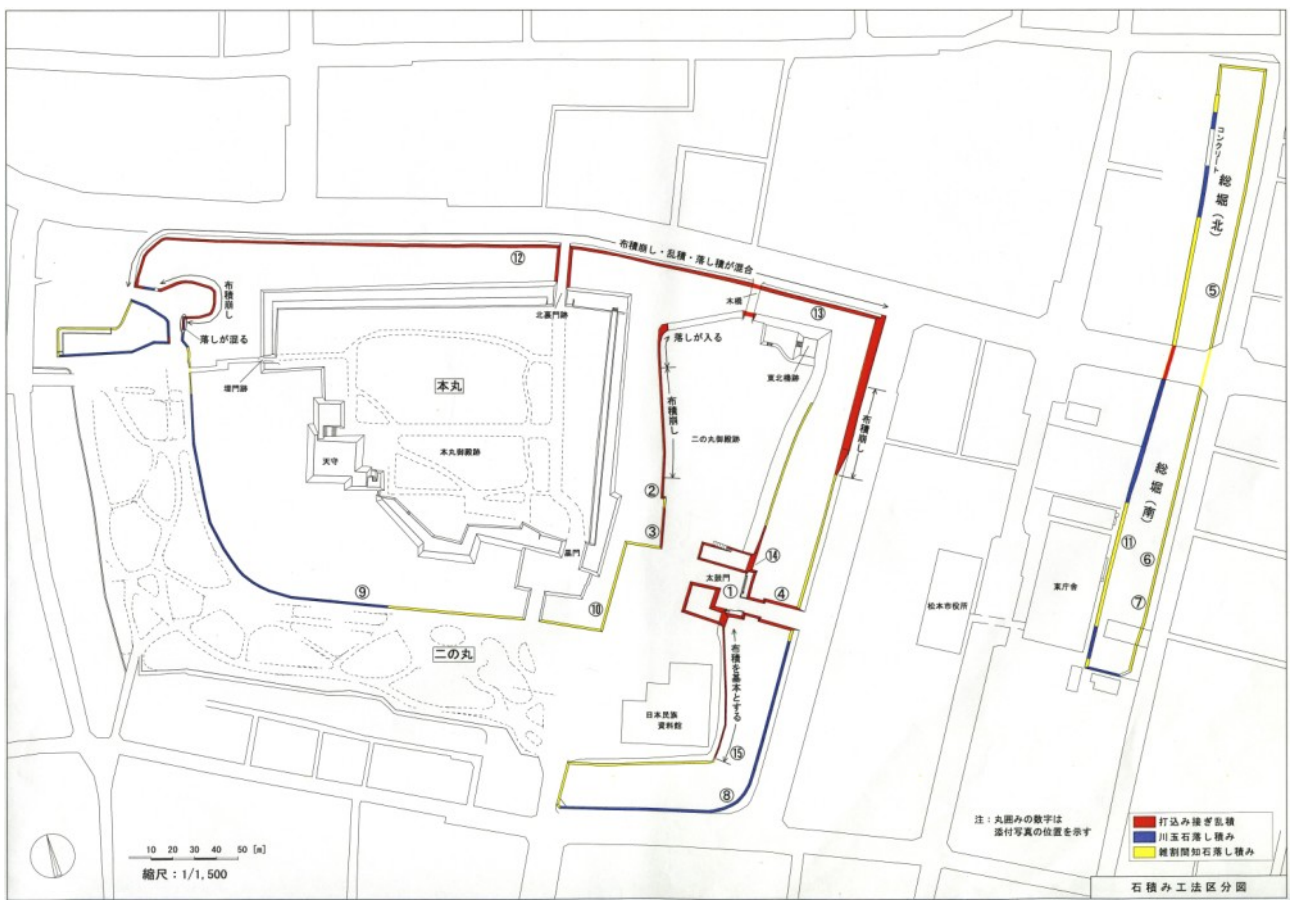
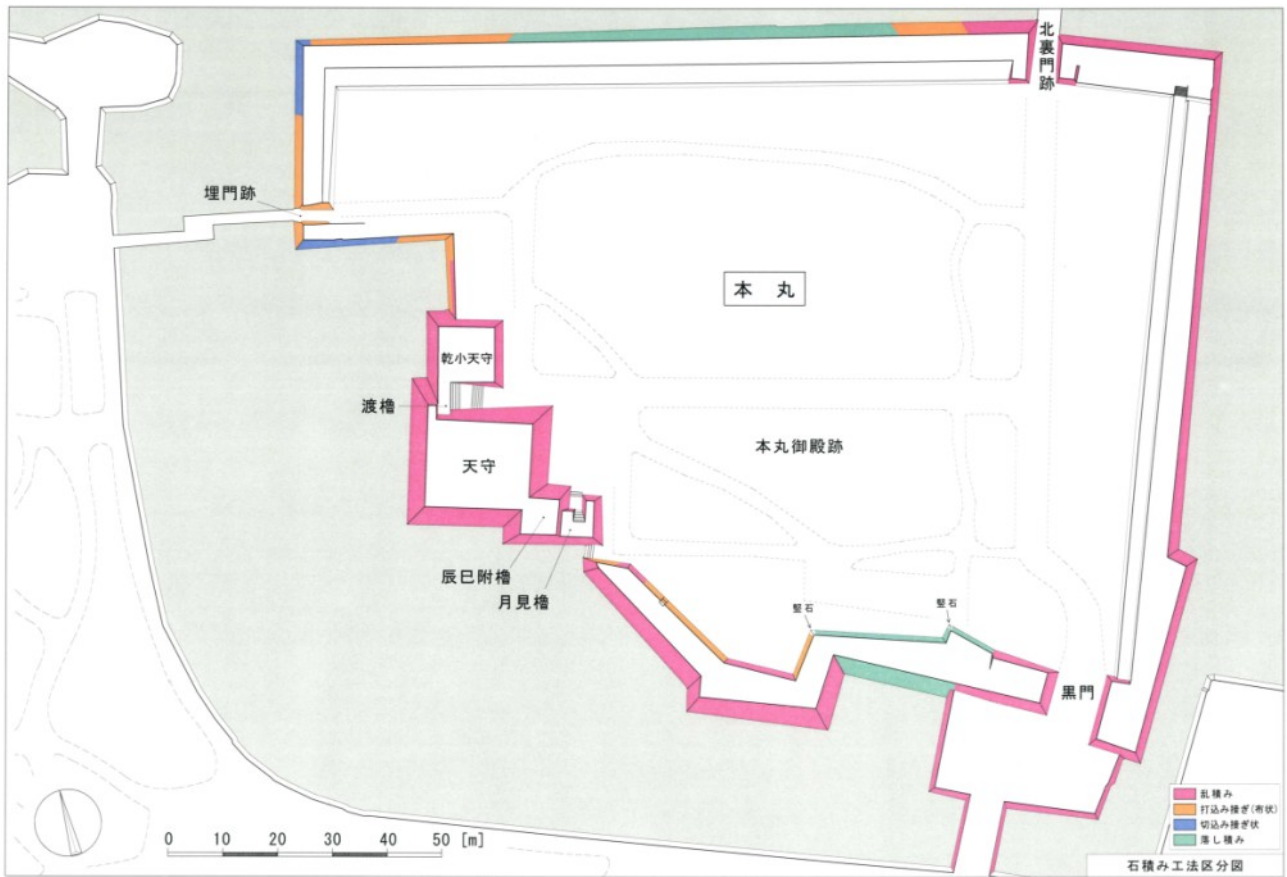
本丸・二の丸には御殿を始め城郭を構成していた建造物や土塁等の地下遺構・遺物が残存しており、松本城の前身である深志城やその時代の遺構が残存している可能性があります。また、明治時代に建設された旧制松本中学校の校舎等の近代遺構も確認されています。発掘調査結果から、現地表から江戸時代の遺構面までの深度は本丸で15センチメートル程度、二の丸が30～50センチメートル程度です。

これまで実施した発掘調査は、本丸は黒門一ノ門の復元に伴う周辺の発掘調査及び松本城管理事務所改築時の事前発掘調査のみです。昭和の解体修理後、本丸御殿跡外周が発掘調査され、その結果に基づき御殿跡外周の表示が行われていますが、発掘調査記録が残存しておらず、詳細が不明です。

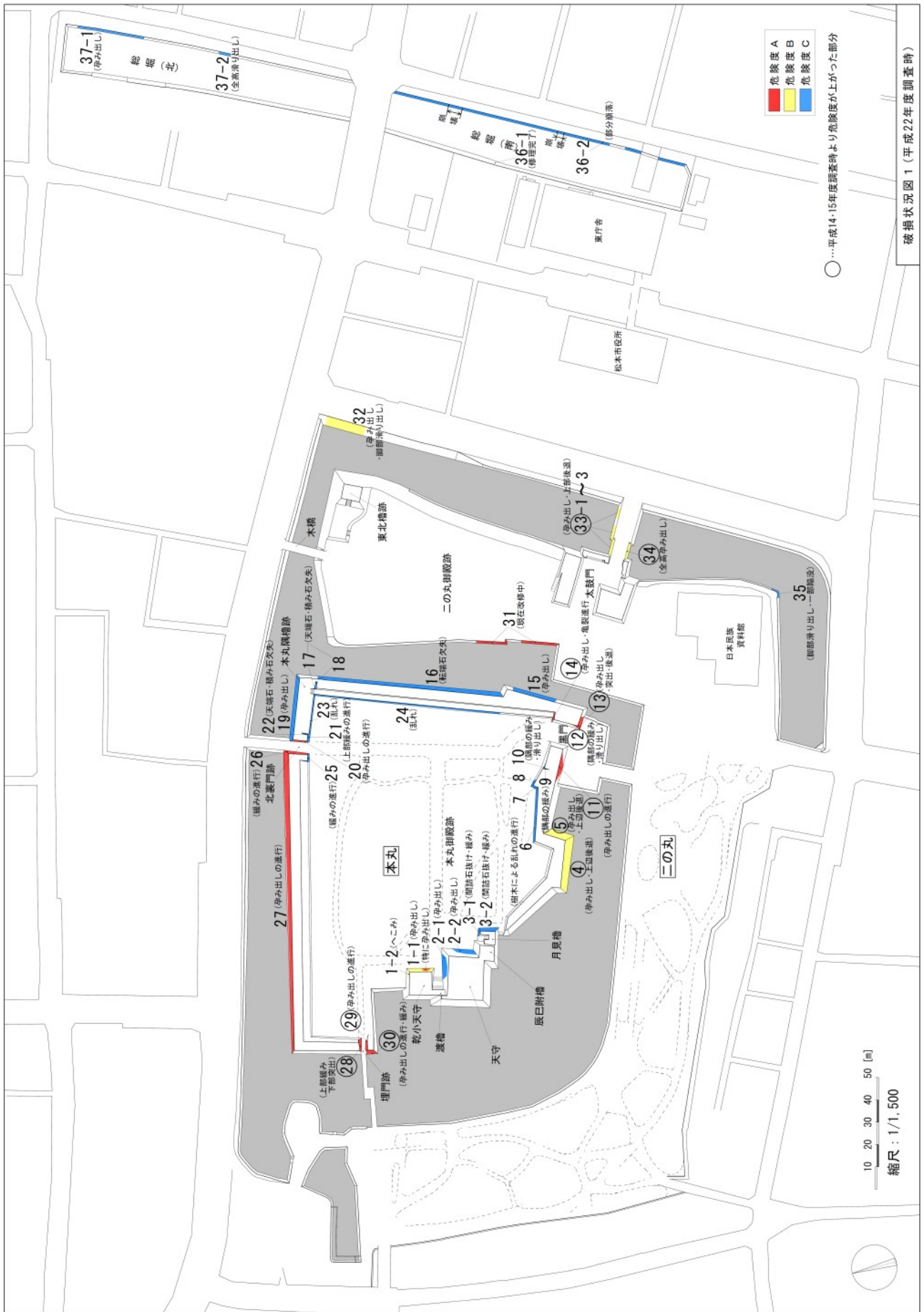
二の丸では、平成3年に国宝松本城400年祭りの際の仮設物設置に先立つ遺構の状況確認のための試掘調査が行われており、江戸時代の遺構面や建物礎石と思われる遺構や旧制松本中学校に關係する遺構が確認されています。また、南隅櫓跡周辺で公衆電話ボックス設置に先立つ試掘調査が行われており、外堀側の土坡の一部等が確認されています。これまでの調査からは、遺構の部分的な残存状況が確認できているのみであり、江戸時代の遺構の残存状況や位置等の詳細については把握されていません。



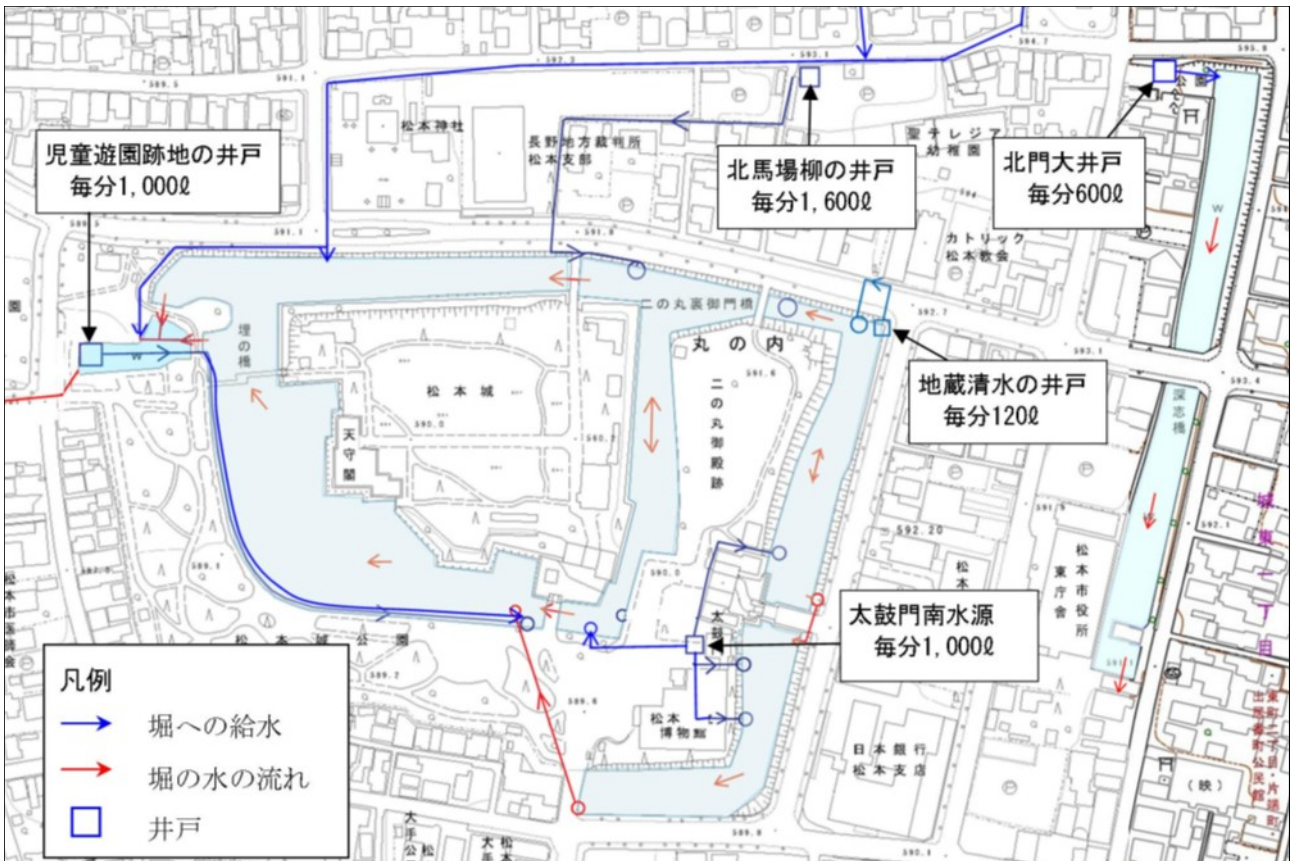
第25図 史跡松本城石垣の年代区分（平成14・15年度実施石垣現況調査による）



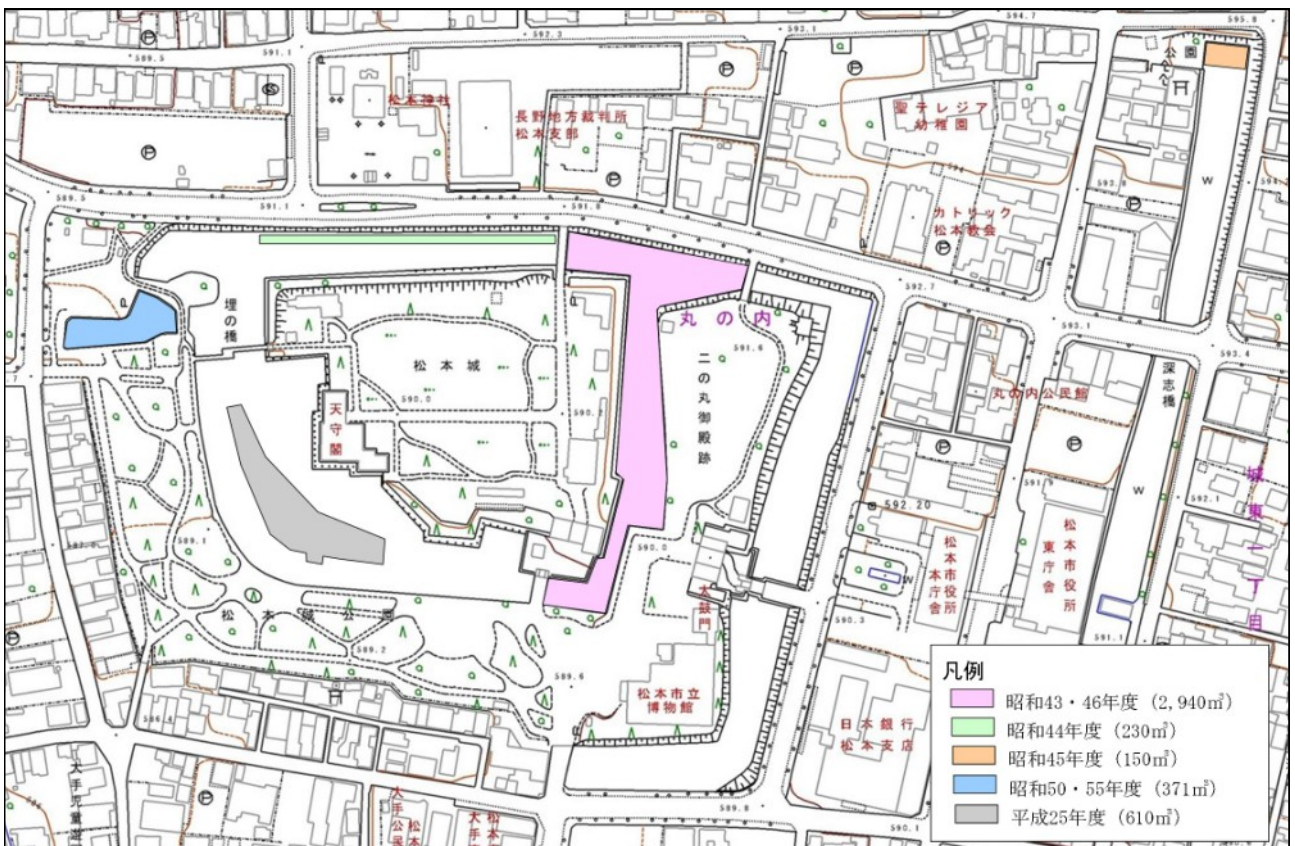
第26図 史跡松本城石垣の石積み工法区分（平成14・15年度実施石垣現況調査による）



第27図 史跡松本城石垣危険度調査結果（平成22年度実施）



第28図 松本城堀の注水・排水状況



第29図 松本城堀のしゅんせつ履歴

【樹木等】

松本城は、史跡及び公園として多くの市民に親しまれ広く利用されており、史跡・公園内の樹木は、中心市街地の憩いの場所等としての緑陰の確保や緑のある景観等、良好な環境の形成に大きな役割を果たしています。一方で、樹木の根により、史跡の本質的価値を構成する地下遺構や石垣等顕在遺構の保存に悪影響を及ぼしているものもあり、緑のある景観の保全と史跡の保存の両立を図る必要があります。

江戸時代の絵図には城内の樹木がほとんど描かれておらず、その状況がうかがえませんが、後藤新門による「松本城旧景図」（図版6）、「深志城内曲輪全図」（図版7）等の明治時代の古絵図や古写真（図版12・16・18・20）から、本丸・二の丸とも土塁の裏側に松を主とする樹高のある樹木があったこと、また女鳥羽川沿いの道にも松が植えられていたこと（図版25）がわかります。

近代以降の土塁等の取り壊しや土地利用等の中で、本丸、二の丸とも徐々にこれらの樹木が姿を消し、昭和初年（図版36）、昭和23年（図版36）の航空写真からは、本丸、二の丸とも樹高のある樹木は石垣上等のケヤキ以外には見られなくなっています。石垣上等のケヤキの多くは、江戸時代には塀等が存在していた場所に位置していることから、明治維新以降にこれら建物が破却された後に自生したものである可能性が高く、現状では確実に江戸期から残存していると推定できる樹木は確認できていません。

現在の史跡内の樹木の大半は、昭和31年までに行われた公園整備の際に植樹された樹木、それ以降に植樹や更新されたものであり、市民や企業から寄付を受けたものも多くあります。この他に自生したものの、記念植樹されたものがあり、本丸・二の丸の樹木の種類及び本数は表13のとおりです。

史跡指定地内の樹木は、定期的な剪定を行い、樹勢、良好な環境及び景観の維持に努めるとともに、落下のおそれのある枝の除去、新たに自生した樹木の除去等の日常管理を行っています。ただ、管理が十分に行われず、高木化している樹木も見られます。また、公園内の樹木のうち多くを占める松については、近年松本市街地に松枯れ病が発生し、薬剤の樹幹注入等の予防措置を講じていますが、被害により枯死し伐採したものもあります。

なお、樹木ではありませんが、北西外堀のハス・スイレンは公園整備等により植えたものではなく、持ち込みにより生長したものと思われます。

樹木を史跡の保存や公園としての利用の観点から、以下のように分類できます。

- (ア) 緑陰の提供、景観の向上等、史跡及び公園としての活用に寄与しているもの
- (イ) 伝承等があり、親しまれているもの（「駒つなぎの桜」等）
- (ウ) 高木化し落枝のおそれがあるもの
- (エ) 史跡外から天守を望む景観、史跡内から北アルプス等の周囲を望む景観に悪影響を及ぼしているもの

表13 松本城本丸・二の丸内の樹木一覧（平成17年3月調査 総堀、北外堀沿いの樹木を除く）

No.	樹木名	本数	No.	樹木名	本数	No.	樹木名	本数	No.	樹木名	本数
1	アオギリ	7	19	キリシマツツジ	1	37	ソメイヨシノ	122	55	ヒガンザクラ	1
2	アカマツ	286	20	キンモクセイ	1	38	タギョウショウ	24	56	ヒノキ	3
3	アケビ	1	21	クヌギ	1	39	チャボヒバ	2	57	ヒマラヤスギ	2
4	アスナロ	2	22	グミ	1	40	チャンチン	1	58	ビャクシン	6
5	アラカシ	1	23	クロマツ	34	41	チョウセンゴヨウ	2	59	フジ	7
6	アンズ	5	24	ケヤキ	26	42	ツガ	1	60	ベニシダレモミジ	1
7	イチイ	45	25	コウヤマキ	5	43	ツゲ	1	61	ボダイジュ	1
8	イチヨウ	11	26	コノテヒバ	17	44	トウカエデ	1	62	マサキ	1
9	イトヒバ	23	27	コブシ	2	45	トチ	1	63	メタセコイヤ	9
10	イヌエンジュ	1	28	ゴヨウマツ	8	46	トドマツ	1	64	モッコク	1
11	ウメ	33	29	サルスベリ	3	47	ナラ	1	65	モミノキ	10
12	エノキ	3	30	サワグルミ	1	48	ニッコウヒバ	7	66	ヤナギ	1
13	カイドウ	2	31	サワラ	4	49	ネムノキ	5	67	ヤマザクラ	13
14	カエデ	1	32	シダレザクラ	5	50	ノムラモミジ	1	68	ヤマモミジ	27
15	カツラ	2	33	シダレヤナギ	4	51	ハクショウ	1	69	ユリノキ	1
16	カリン	1	34	シラカシ	1	52	ハナノキ	1	70	ライラック	1
17	キササゲ	4	35	シラカバ	2	53	ヒイラギ	9	合計		813
18	ギョリュウ	1	36	ストロブマツ	1	54	ヒイラギモクセイ	1			

(オ) 外来種のため、史跡（城郭）の樹木としてそぐわしくないもの

(カ) 樹木の根が地下遺構や顕在遺構（石垣等）の保存に悪影響を及ぼしているもの

これらのうち、(ウ)から(カ)については、一定の量と質の緑の保全、来場者の安全確保、良好な景観形成及び遺構の保存等の観点から、今後の取扱いについて検討を必要としている状況です。

イ 課題

【石垣】

- ・石垣全体の現状記録（測量）、破損箇所の把握、修理履歴等の詳細調査（石垣カルテの作成）が未実施です。このため、細部にわたる石垣の破損状況の把握や経過観察及びこれに基づく小規模修繕ができていません。また地震等災害時に石垣が崩落した際の復旧に必要な詳細記録がありません。
- ・現時点では、地元で近世石垣の修理経験の豊富な石工がおらず、地元の石工による石垣修理とそれによる伝統的な技術の継承が行われていません。
- ・石垣修理の際の補足石材に用いる山辺石（地元産の閃緑斑岩）の採掘が行われていないため、石材の確保が困難になりつつあります。
- ・石垣の部分的な変状等により、小規模な修理を必要とする箇所があります。
- ・石垣の文化財的な価値の保存の観点から、できるだけ江戸時代のままの姿を留めておくため、間詰石の補充等により変状の進行を抑える等、解体修理によらない保存の措置を検討、実施する必要があります。

【堀】

- ・水質は一定程度の透明度を確保できているものの、堀内に堆積物が多量に蓄積され、水質、景観及び周辺環境に悪影響を及ぼし、貯水機能も低下していることから、堆積物の除去が喫緊の課題となっています。
- ・堀に投入している地下水は、設備の老朽化等が原因で減少傾向にあり、南・西外堀の復元に当たり必要となる水量の確保、水の循環の方法等と合わせて対策を検討する必要があります。
- ・堀の適切な水位管理及び水の循環のため設置している水門が老朽化しており、改修する必要があります。

【地下遺構・遺物】

- ・本丸・二の丸は江戸時代の遺構面までの深度が浅く、地下遺構の保存に細心の注意を要します。
- ・地下遺構の分布状況が把握されていないため、学術面及び遺構保存の観点から、発掘調査により明らかにする必要があります。

【樹木】

- ・史跡・公園の良好な環境や景観形成に樹木の果たす役割は大きく、一定の量と質の緑を確保する必要がありますが、必要以上に高木化しないための剪定等の樹木管理が十分にできていない面があります。
- ・昭和30年代に植樹された樹木は樹齢が50年を超え、なかでも公園内、北外堀沿い、東総堀沿いのサクラ（大半がソメイヨシノ）などは、市民に親しまれ、また観光資源の一つともなっていますが、枯れ枝等が目立ち始めており、樹勢回復等の適切な管理が必要となっています。
- ・石垣等の顕在遺構、や地下遺構に悪影響を及ぼしているもの、景観阻害要因となっているもの等、改善を要する樹木がありますが、その取扱いについての基本方針がありません。

2 活用の現状と課題

(1) 公開

ア 現状

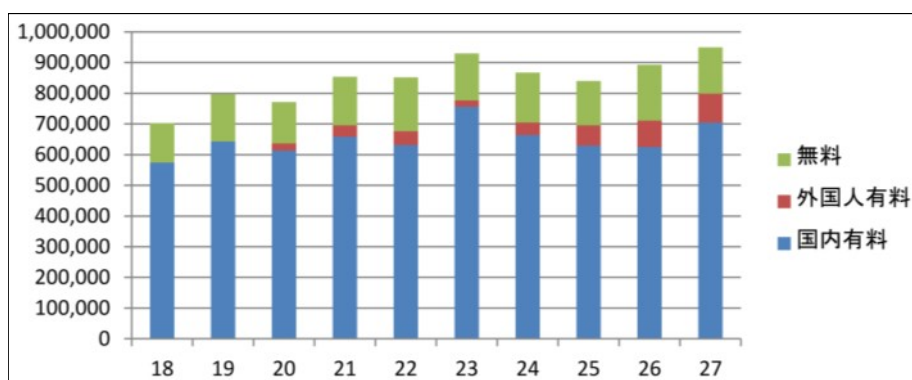
史跡指定範囲は、民有地及び南・西外堀復元事業用地を除き公開しています。史跡指定範囲は一部を除き都市公園（松本城公園）となっており、多くの市民・観光客が訪れています。

本丸及び天守は松本城管理条例に基づき有料公開しており、平成27年度の入場者数は949,430人（うち有料入場者数798,489人）です。公開状況を表14に、本丸内への過去10年の入場者数、月別入場者数を第30・31図に示しました。近年は外国人観光客が増加し、平成27年度は93,874人（有料入場者）と全体の約12パーセントを占めています。平成23年度をピークに減少傾向の見られた国内観光客も、平成27年度は増加に転じています。

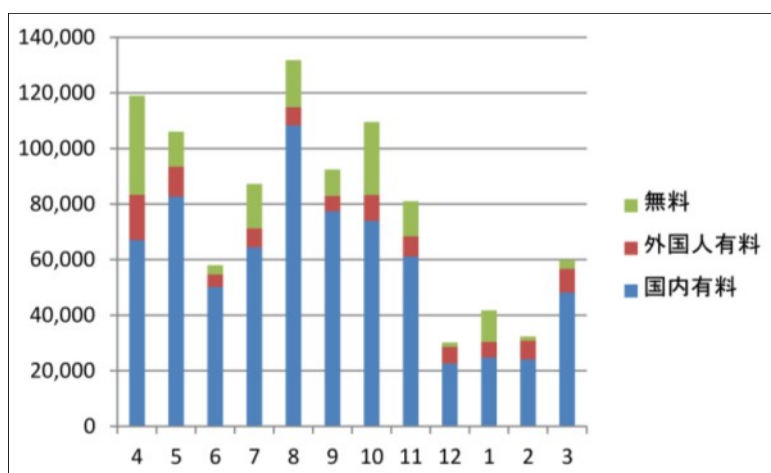
有料入場者数は、国内外の景気動向、為替相場など経済的な要因、テレビドラマや歴史ブームなどの社会的な要因、松本市や長野県のイベント・観光施策や伝統行事（善光寺御開帳、諏訪御柱等）の開催の状

表 1 4 松本城本丸（有料区間）の公開状況（平成 2 7 年度）

公開期間	年末（12月29日～12月31日）を除き無休
公開時間	8時30分～17時まで（最終入場16時30分まで） ・下記については8時～18時（最終入場17時30分まで） ゴールデンウィーク期間（4月25日（土）～5月6日（水）） 夏季期間中（8月8日（土）～8月16日（月）） ・1月1日～1月3日は、10時～15時まで
観覧料 （松本市立博物館との 共通入場券）	個人 大人610円 小中学生300円 ※小学生未満は無料 団体 20名以上99名まで 大人550円 小中学生270円 100名以上299名まで 大人480円 小中学生240円 300名以上 大人420円 小中学生210円 ＊松本市民は本丸内への入場無料（天守入場は有料）



第 3 0 図 松本城本丸への過去 1 0 年間の入場者数（外国人統計は平成 2 0 年度から）



第 3 1 図 松本城本丸内への月別入場者数（平成 2 7 年度）

況等により変動し、近年はインターネット上の国内外の観光地案内サイトの評価、観光客等がインターネットで発信した情報なども大きな要因となっているものと思われます。無料入場者は、イベント開催に伴うものが大半を占め、本丸・二の丸でのイベントの開催状況や天候に大きく左右されます。

月別入場者数では、12月から3月前半までの冬期間が少なく、ゴールデンウィーク、夏休み期間、シルバーウィークなどの連休期間がある4・5月、7月から10月が入場者の多い時期です。

天守内に入場できる人数は限られているため、入場者数が多い日には、天守入口で入場制限を行ってまいります。大型連休期間中や夏休み期間中などの繁忙期には、1日の入場者数が6,000人を超える日もあり、天守入場に最大で3時間の入場待ちが発生する日もあります。通常期は天守入場の経路を定めていませんが、繁忙期には本丸北側に入場待ちの経路を設定し、仮設テント、ベンチを設置しています。また、平成25年度からは繁忙期に時間指定天守入場整理券を発行し、観覧者のストレス緩和及び待ち時間の有効活用、まちなかへの回遊性向上を図っています。

二の丸は、松本城公園として常時開放（二の丸御殿跡及び太鼓門周辺を除く）していますが、防犯上の

表 15 太鼓門特別公開の状況（平成27年度）

期 間	展示内容	入場者数
4月18日（土）～5月6日（水・祝）	松本城の伝説	24,132人
7月18日（土）～8月16日（日）	昭和の修理60周年記念展示 守り継がれる国宝松本城	24,919人
10月17日（土）～11月3日（火・祝）	旧開智学校の子どもたちが描いた明治時代の松本	5,410人

観点から、二の丸御殿跡及び太鼓門櫓形内は夜間の立入りを禁止しています。

太鼓門櫓内は平時は非公開とし、年3回特別公開を行い、期間中は松本城に関連したパネル等の企画展示を行っています（入場無料）。平成27年度の公開期間、内容は表15のとおりです。太鼓門櫓は復元建造物ですが、現在では天守以外の唯一の内部公開の可能な建造物です。外観のみでも歴史的な景観形成や史跡の理解促進に大きく寄与していますが、内部公開により、伝統的な木造建築の様子や、門の機能についての理解促進が期待できます。構造上、内部に歴史資料を展示することはできませんが、説明パネル等の設置により、松本城のガイダンス施設的な機能を持たせることも可能です。

以上のように、本丸・二の丸は日常的に多くの市民・観光客が訪れ、広く親しまれていますが、一方で松本市周辺は、大規模な直下型地震が発生する可能性が高いことが指摘されています。こうした大規模災害時の天守や史跡松本城・松本城公園利用者の安全確保のため、避難誘導方法の検討や天守等歴史的建造物、復元・復興建造物、地下配管等のインフラ設備の耐震化、防災設備の充実等を図る必要があります。

また、松本城公園一帯は、松本市が策定した地域防災計画の中で、災害時の指定緊急避難場所となっており、周辺町会の一時避難所にも指定されています。指定緊急避難場所としての想定収容人員は、14,540人、収容施設とした場合の収容可能人数は3,912人とされています。

大規模災害時には、松本市役所が災害対策本部として防災拠点となるため、松本城公園は重要な緊急避難場所としての機能を果たすことが求められます。南外堀の南側の都市計画道路（内環状北線）についても、大規模災害時にも機能しうる道路としてその規模が定められ、拡幅整備事業が進められています。

松本城公園（二の丸）の出入口は、現在は東側太鼓門土橋の他、二の丸南側土橋、二の丸西側、二の丸南西隅、若宮八幡跡西側土橋となっています。このうち、大型の緊急車両の出入口となりうるのは、二の丸南側土橋のみです。この土橋は、明治時代に外堀を埋め立てて設けられたもので、南・西外堀復元事業に当たり、史跡整備と地域防災の双方の観点から、取扱いを十分に検討する必要があります。

イ 課題

- ・繁忙期の長時間の入場待ちやそれに伴う観覧者のストレス緩和を図り、良好な見学環境を提供するための施策、冬期間等入場者の少ない期間にも観光客が訪れ、分散化を図る施策が必要です。
- ・太鼓門は、内部公開期間が限定され、太鼓門が果たしうる機能を十分に活用できていません。
- ・地震等大規模災害時の来場者や公園利用者の避難誘導、安全確保のための施策が必要です。
- ・二の丸南側土橋は、南・西外堀復元事業に当たり、史跡整備及び地域防災の双方の観点から、その取扱いを検討する必要があります。

(2) 諸施設の設置

ア 現状

【的確な情報提供のための案内板・解説板の設置】

来場者向けの公園利用のための多言語対応（英語、中国語、ハングル）の案内板を、本丸・二の丸の各所に設置しています。史跡の構成要素等に関する解説板は二の丸御殿跡、黒門枳形、太鼓門枳形に設置しているのみで、史跡全体の概要、個々の構成要素に関する情報を十分に提供できていません。

【快適な見学を目的とする諸施設の設置・環境整備】

○園路

二の丸内には、浸透性の素材を用いた舗装園路を設置し、これ以外の箇所は、細かい砂利及び砕石敷としています。舗装園路は、車いすでの対面通行が可能となるよう、幅3メートルとしています。本丸内は、現地表から地下遺構までの深度が15センチメートル程度と非常に浅く、工事により地下遺構に影響を及ぼしてしまうことから、園路舗装はせず、細かい砂利敷きとしています。

○トイレ

トイレは史跡指定地内は二の丸に3カ所、本丸内に2カ所、指定地に隣接する二の丸北西の旧児童遊園

跡地に1カ所、北側の市営開智駐車場内に1カ所設置しています。また、二の丸の松本市立博物館にもトイレがあります。平成22年度～24年度に、便器の洋式化、二の丸南側トイレの内部改修（男女共用であったものを別々にし、多目的トイレを設置）等を実施しました。二の丸南側、南西の2カ所のトイレは老朽化し、利用者から改善要望が寄せられています。また、ともに南・西外堀復元事業の二の丸側の範囲に含まれており、事業実施に当たり移転が必要となります。

【ガイドンス施設】

松本城としてのガイドンス施設はありませんが、本丸内には、国内城郭に関する写真の掲示場を設け、松本城天守内に松本藩、松本城に関する展示を行っています。また、二の丸に所在する松本市立博物館では、松本藩や松本城に関する展示を行い、松本城のガイドンス施設としての役割を担っています。

イ 課題

- ・史跡の構成要素に関する解説板が不足し、情報を市民、観光客に十分に提供できておらず、史跡の価値を伝達できていないため、史跡として認識してもらうことができず、保存にも結び付いていません。
- ・本丸・二の丸とも、不陸箇所や暗渠排水の老朽化により、雨天時に随所に水たまりができ、観覧や公園利用の支障となっており、改善が必要です。
- ・本丸は地下遺構保護のため、園路舗装をせず、細かい砂利敷きとしており、車いすやベビーカー等の通行に支障があり、改善が必要です。
- ・二の丸の2カ所のトイレは老朽化し、また、南・西外堀復元に伴う二の丸側の整備にあたり移転が必要となることから、今後の取扱いについて検討が必要です。
- ・松本市立博物館の三の丸への移転後は、史跡指定地内にガイドンス機能を持つ施設が失われるため、博物館との連携の在り方の検討、史跡内の解説板設置等による情報提供の充実が必要となります。

(3) 立案・宣伝（ソフト面の各種の施策）

ア 現状

【公開・活用に関する企画・立案及び宣伝】

○松本城に関する情報の提供

本丸内への入場者には、松本城の歴史、天守の構造等の概要をまとめたパンフレットを配布しています。日本語（点字パンフレット含む）の他、英語、仏語、中国語（繁体字、簡体字）、ハングル、ロシア語、タイ語の7種類の外国語パンフレットを作成しています。

また、松本城公式ホームページを開設し、利用案内、松本城や城下町の歴史や構造に関する情報、古絵図等の所蔵資料、各種イベント等の公開情報の他、城下町の街歩きルートの紹介、松本城の四季折々の写真等を掲載し、観光面の他、松本城や城下町に関する理解を深めるための情報を多言語（英語、中国語（繁体字、簡体字）、ハングル（中国語、ハングルは要約版））で発信しています。

表16 本丸内での主な主催・共催行事の概要（平成27年度）

行事名	概要	日時	入場者数
国宝松本城夜桜会	国宝松本城天守と本丸の桜をライトアップして一般公開するもの。月見櫓で三曲（箏・尺八）、フルート、雅楽の演奏を行い、お茶席も設ける。	4/7（火）～14（火） 17:30～21:00	30,773人
国宝松本城松本藩古流砲術演武	「歴史を正しく後世に伝えるため、ぜひ多くの方々に火縄銃を実際に見て知ってほしい」という松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会の理念にもとづき、本丸において、火縄銃の演武を行うもの。	4/29（水・祝） 11:00～14:00	1,015人
国宝松本城雅楽公演	北アルプスの山並みと松本城を背景に、雅楽の公演を行うもの（5年に1回開催）。	5/16（土） 14:00～15:30	2,287人
国宝松本城薪能	能・狂言（観世流・宝生流を1年交代）の薪能を本丸内で開催するもの。	8/8（土） 17:00～20:00	1,773人
国宝松本城月見の宴	中秋の名月の前後に本丸内を一般公開し、ライトアップされた松本城天守を背に、野外生け花や秋の本丸庭園で琴やフルート、雅楽の音色、お茶席をお楽しみいただくもの。	9/23（水・祝）～28（月） 17:30～20:30	4,027人
国宝松本城合同茶会	国宝松本城お城まつりのトップを切って、市内茶道五流派による合同茶会を開催するもの。	10/12（月・祝） 10:00～15:00	4,089人
国宝松本城古式砲術演武	愛知県古銃研究会鉄砲隊、駿府古式砲術研究会駿府鉄砲衆、松本城鉄砲隊による火縄銃の演武を行うもの。	10/18（日） 13:30～15:00	3,192人

表 1 7 本丸・二の丸内での主なイベントの概要（平成 2 7 年度）

行事名	主催者	会場	日時	入場者数
第 2 8 回国宝松本城太鼓まつり	さわやか信州松本フェスティバル組織委員会	本丸	7/25（土）～26（日）	1万7千人
ビアフェス信州2015「クラフトビールフェスティバル in 松本」	ビアフェス信州実行委員会	二の丸	9/19（土）～23（水）	2万人
第12回信州・松本そば祭り	第12回信州・松本そば祭り実行委員会	二の丸	10/10（土）～12（日）	16万人
第30回国宝松本城氷彫フェスティバル	さわやか信州松本フェスティバル組織委員会	二の丸	1/23（土）～24（日）	3万人

○本丸内での主催・共催行事の開催

本丸内では表 1 6 のとおり、松本城天守を背景として日本の伝統文化に触れる機会や、松本城を身近に感じてもらう機会を提供し、文化財保護意識の醸成を図ることを目的に、松本城管理事務所及び関係団体が主催する行事を開催しています。

○国宝松本城おもてなし隊事業

本丸内において、甲冑武者、忍者、姫姿等に扮し、写真撮影サービス等を提供する「国宝松本城おもてなし隊事業」を業務委託により実施し、国内外の観光客とも好評です。繁忙期には、太鼓等の演武や「かわら版」として松本城に関する情報を配布し、入場待ちのストレス軽減を図る取組みも行っています。また、おもてなし隊員に寄せられる観光客からの感想、苦情等を把握し、サービス向上につなげています。

○イベントの開催

史跡松本城は、中心市街地の都市公園でもあることから、主に二の丸を会場として、市街地活性化等を目的に松本市が主催、共催するイベントが年間を通じて開催されています。表 1 7 に、本丸・二の丸で行われたイベントのうち、テント・ステージ等仮設物で史跡内を広範囲で占有し、入場者の多いものをまとめました。この他にも仮設物は少ないものの、参加者の多い集会、パレード等が開催されています。

こうしたイベントは、中心市街地に位置する利便性、松本城天守を背景に行事を行う象徴的な意味もあり、中心市街地の活性化、地域振興に大きな役割を果たしています。一方で、大規模なイベントに関しては、仮設物設置、重量物を積載した車両の通行による歴史的景観や地下遺構への影響が懸念されます。また、イベント開催時に一般の公園利用者や観光客が憩える環境や良好な見学環境を確保する必要があり、史跡の保存及び史跡・公園としての良好な環境の維持とイベントとの調整を図る必要が生じています。

○来場者に対するガイド

松本城では、観光客に対するガイドをボランティア団体が担っており、松本城を主としたガイドとして松本城案内グループ、NPO法人アルプス善意通訳協会が、また、松本城及び市街地の観光名所のガイドとして松本まちなか観光ボランティアガイドが活動しています。

松本城案内グループは平成 2 年に発足し、現在約 5 0 名の会員から構成され、国内観光客を対象として、4～1 1 月の期間、二の丸内に常駐しているほか、電話によるガイド依頼に対応しています。平成 2 7 年度は約 1 1, 0 0 0 名に対してガイドを行っています。

NPO法人アルプス善意通訳協会は平成 4 年に発足し、現在約 1 5 0 名の会員から構成され、外国人観光客を対象として、4～1 1 月の期間、二の丸内に常駐しているほか、電話、Eメールによるガイド依頼に対応しています。英語を主としたガイドを行っており、多言語化にも取り組んでいます。平成 2 7 年度は 6 5 カ国の約 5, 0 0 0 名に対してガイドを行っています。

来場者に対するガイドは、松本城に関する歴史や構造等の情報や観光に関する情報を観光客にわかりやすく伝え、松本城の文化財的な価値の理解促進、松本城を中心とした中心市街地の観光客の回遊性や松本城・松本市の魅力の向上等を図る上で重要な役割を果たしています。

松本城管理事務所では、松本城及び松本市への観光客をお迎えする協働のパートナーとして、ボランティアガイド団体に対する支援に取り組み、3 団体を対象に、松本城の歴史等に関する研修会の開催、ガイド詰所の設置・ユニフォーム・教材の提供等の環境整備を行っています。また、観光部局と連携を図り、ガイドの更なる資質向上や支援の取組み等について検討を行っています。

表 18 松本城に関する学習の場の提供（平成27年度）

行事名	概要
松本城天守床磨き	松本城天守の床磨きを行い、その後に研究専門員等による松本城や城下町に関するお話会や見学を行うもの。27年度は一般向けを8回、子供向けを5回開催
松本城親子夏休み勉強会	8月上旬に、親子で城下町を歩いて松本城や城下町の歴史について学習する勉強会を開催
松本城と城下町を学ぼう！書こう！作文コンクール	松本市・松本市教育委員会及び企業で構成する実行委員会主催の小学生を対象とした作文コンクール。松本城管理事務所研究専門員による松本城・城下町の授業、地区公民館と連携した児童・保護者・地域住民による現地学習会、作文コンクールを実施。リーフレット「すばらしい松本城と松本の町」を作成、参加児童及び市内全小学校の4・5年生に配布
社会科見学の受け入れ及び事前学習授業の実施	市内小学校の社会科見学の際、研究専門員が松本城について説明。また、事前学習として研究専門員が学校に出向き、授業を行うもの
「学都松本フォーラム」での城下町パズル	松本市教育委員会が開催する「学都松本フォーラム」の催事メニューとして、古絵図をパズルにした「城下町パズル」を体験してもらうもの
松本城七不思議探検ツアー	「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会主催。天守内の不思議や伝説的等を中心にしたクイズを、親子で見学しながら解答する「国宝松本城七不思議」親子探検ツアーを実施
鉄砲蔵見学会	松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会との共催で火縄銃の歴史や扱い方の話を聞いたり、実際に火縄銃を間近に見たり触れたりして学習するもの
出前講座・地区公民館講座	地区公民館等での事業として、研究専門員が出向いて講座を行ったり、松本城や城下町の現地見学での説明を行うもの
職場体験	生涯学習課の主催する中学生の職場体験の受け入れを行い、松本城管理事務所での松本城の各種業務の体験、研究専門員との松本城の見学を実施
松本城検定クイズ	市内小学校で国宝松本城についてのクイズ形式による出前授業を行い、松本城への興味を持つきっかけづくりを行うもの

【学習の場及び教材の提供】

松本城を学校教育及び社会教育の場及び素材として活用するため実施している事業を、表18にまとめました。松本城や城下町の現地で開催しているものの他、学校・公民館等に出向いて授業・講座として実施しており、研究専門員が主に対応しています。この他、石垣修理等、史跡整備の際、発掘調査や工事現場の見学会等を開催し、通常では見られない地下遺構の状況、伝統的工法を用いた石垣修理等の現場の見学機会を設けています。いずれも史跡の価値を市民等にわかりやすく伝え、史跡・国宝の価値を活かした重要な活用です。また、大学の研究活動のフィールドや卒業論文の研究対象として松本城が取り上げられたり、大学の授業の一環として松本城の見学、調査が実施されており、積極的に受け入れをしています。

学校教育の教材としては、松本城に関する副教材「わたしたちの松本城」を平成15年度から毎年刊行し、市内の全ての小学校6年生に無償配布しています。

イ 課題

- ・史跡の保存、一般の公園利用者や観光客が憩える環境や良好な見学環境を確保する観点から、公園利用に関する内規の適切な運用や主催者との事前協議により、各種イベントの内容や規模について、適正化を図る必要があります。
- ・ガイドボランティア支援、松本城を学びの場として活用する事業の更なる充実を図る必要があります。

(4) 運営

ア 現状

【まちづくり・地域づくり等の取組みに関する地域連携】

松本城三の丸及びその周辺では、各地区のまちづくり推進協議会を中心とした地区住民により自主的なまちづくりが進められています。良好な住環境や地区の特性にあった景観・街なみの形成などを目的として、地区住民が自主的に定めたまちづくりのためのルールとして、まちづくり協定が定められています。

また、松本城三の丸は、南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業、松本市立博物館の三の丸への移転事業に伴い、今後大きな変化が予想され、これら事業と一体的なまちづくりが必要となっていることから、「松本城三の丸地区整備基本方針」が策定され、これに基づいた取組みが進められています。

「松本城三の丸地区整備基本方針」では、三の丸（大名町、土井尻エリア）一帯が「松本城内」であることを意識したまちづくりを進めることとしています。史跡指定範囲である東総堀、西総堀土塁跡、未指

定ですが残存している2カ所の総堀土塁は三の丸の範囲を具体的に示すことができ、保存を前提とした発掘調査を実施した大手門枳形跡は重要な地下遺構が残存し、まちづくりの中心にも位置していることから、まちづくりの観点からも非常に重要な役割を果たしているものです。

【ボランティア・市民活動の支援】

松本城に関係したボランティア団体として、先述したガイドボランティア団体の他、松本古城会、松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会があります。

松本古城会は、天守の昭和の解体修理の際に結成された松本城保存会と二十六夜神会が昭和41年に統合して発足した団体で、現在は約1100名の会員で構成され、松本城本丸・二の丸で開催される市主催行事（夜桜会、古式砲術演武、月見の宴、開門式、防火訓練、床磨き、冬囲い、落葉清掃、しめ縄作り等）への協力、松本城の世界遺産登録推進運動の等の活動に永年にわたり取り組んでいます。

松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会は、赤羽通重・かよ子夫妻（故人）から寄贈いただいた古式銃及び関係資料の保存、公開活用への協力を目的として平成元年に組織された団体です。同会は、鉄砲蔵見学会の主催、古式砲術演武等の市主催行事への協力を行っています。

また、公園内の清掃、天守床磨き等のボランティア活動が、学校や市民、市内企業の皆さんにより実施され、市民による松本城の保存への参画の場として活用されています。

イ 課題

- ・現時点では史跡の保存・活用とまちづくりが必ずしも十分に連携していないため、史跡松本城や関連遺構をまちづくりに積極的に活用できるよう、建設部局、地元住民との連携に取り組む必要があります。
- ・史跡松本城が市民による松本城の保存・活用の活動の場として活用されるよう、ボランティア活動への支援や環境整備に継続して取り組む必要があります。

(5) 史跡の構成要素毎の活用に関する課題

上述の活用に関する現状を踏まえ、史跡の構成要素毎の活用に関する課題は表2.2のとおりです。

3 整備の現状と課題

(1) 史跡整備全般の現状

ア 整備基本計画の策定と実施状況

史跡松本城の整備については、昭和52年度に「松本城中央公園整備計画」、平成11年度に「松本城およびその周辺整備計画」を策定しており、後者が現在の整備基本計画となっています。整備計画に掲げられた18項目と現在までの実施状況の概要は表1.9のとおりです。

イ 保存を目的とした整備

整備計画の整備項目のうち、「北外堀内側石積みの補修」、「黒門台石垣の改修」については、石垣現況調査結果に基づく石垣の計画的な修理に取り組んでおり、両石垣とも危険度Aとされています。「北外堀内側石積みの補修」は、平成27年度に本丸北外堀南面石垣保存整備事業として事業着手し、今後10年程度の事業期間で順次解体修理を実施する予定です。

「黒門台石垣の改修」については、平成25年度に門台石垣及び黒門一の門のき損状況調査を実施し、屋根が経年劣化により早急な修理を必要としていることが判明したことから、屋根の葺替え、破損部材の修理に合わせ、門台石垣のうち、孕み出しが特に著しい箇所への応急措置及び補修を実施する予定です。門台石垣の解体修理は、黒門一の門の曳家等が必要となる大掛かりなものとなることから、上述の本丸北外堀南面石垣の修理終了後の実施に向け、検討を進める必要があります。

「松本市立博物館の移転」については、三の丸内に移転先を決定し、移転に向けた取組みを進めています。「周辺景観の整備と町並み保存」については、大手門枳形の保存を前提とした発掘調査を平成24年度に実施しました。

ウ 活用を目的とした整備（環境整備・復元整備等）

整備計画に掲げられた復元整備のうち、「南・西外堀の復元」については、平成24年度から具体的な事業に着手し、現在は対象範囲の史跡追加指定及び公有化を進めています。

「周辺景観と町並みの保存」のうち、「建造物の高さの規定」については、第2章に述べたように、平成13年から、史跡松本城周辺は建築物の高さ制限を定めた高度地区が指定されています（第8図）。

表 1 9 松本城およびその周辺整備計画の整備項目と取組みの現状

区分	No.	整備項目	根拠となる資料			事業化の時期	備考	現状	
			発掘	写真	絵図				文献
本丸	1	管理棟の撤去	-	-	-	早期	移転	未着手	
	2	本丸御殿跡の整備	△	×	○	○	順次	平面表示	未着手
		②本丸園路の改修	-	-	-	-			
	3	北外堀内側石垣の補修	-	-	-	-	順次	補修	事業化
		多聞櫓・折廻し櫓の復元	△	×	○	○	長期	復元	未着手
	4	①多聞櫓の復元	△	×	○	○	長期		
		②折廻し櫓の復元	△	○	×	○	順次	復元	未着手
	5	足駄堀の復元	△	×	○	○	順次	復元	未着手
	6	内堀の復元	△	×	○	○	順次	復元	未着手
	7	黒門台石垣の改修	-	-	-	-	順次	改修	事業化
	8	松本市立博物館の移転	-	-	-	-	順次	移転	事業化
	9	辰巳隅櫓の復元	△	×	○	○	長期	発掘後	未着手
	10	古山地御殿跡整備	△	×	○	○	長期	発掘後	未着手
		八千徳蔵の復元と周辺整備	△	×	○	×	順次	発掘後	未着手
	12	南・西外堀の復元	○	×	○	○	順次	復元	事業化
		②西外堀の復元	○	×	○	○	順次	復元	未着手
	13	南隅櫓の復元	△	○	○	○	順次	復元	未着手
	14	東北隅櫓の復元	済	×	○	○	順次	復元	未着手
15	二の丸御殿の復元	済	△	○	○	早期	復元	未着手	
	北馬場総堀の整備	△	×	○	○	長期	整備	未着手	
17	御幸橋付近の総堀の整備	△	○	○	○	順次	整備	未着手	
18	周辺景観の整備と町並みの整備	-	-	○	△	早期	整備	事業化	
						順次			

* 事業化の時期
 早期：1～10年 順次：11～14年 長期：15年以上



18 周辺景観の整備と町並みの保存

- 建造物の高さの規定
- 武家屋敷の復元
- 史跡指定地の拡大
- 説明板の設置
- 歴史的建造物の保存
- 十王堂の整備
- 街路・小路の整備
- 歴史的水路・井戸の整備
- 残存土塁の整備

「説明板の設置」については、松本城と城下町を結ぶ門の位置に、それぞれの門に関する説明板を設置しています。また、地元町会等により、城下町の各所に説明板が設置されています。「街路・小路の整備」については、松本城三の丸及びその周辺の中心市街地において、まちなみ修景事業として通りに面した建物のファザード修景を実施し、街なみ環境整備事業として道路美装化等を進めています。「歴史的建造物の保存」については、城下町に残る数少ない武家住宅である高橋家住宅（市重要文化財）の修理事業を平成20～21年度に実施し、現在は博物館施設として公開しています。「歴史的水路・井戸の整備」については、市指定史跡の源智の井戸の整備事業を実施したほか、水めぐりの井戸整備事業として中心市街地への新たな井戸の整備、個人所有の井戸の修景整備を実施しました。「十王堂の整備」については、城下町の東側の十王堂である餌指町十王堂の閻魔像他について、「餌指町十王堂の諸仏」として市重要文化財に指定し、地元の保存会による収蔵施設建設に対し補助金を交付し、保存を図っています。「残存土塁の整備」については、西総堀土塁について、史跡追加指定、公有化を経て史跡整備を実施しています。

この他、今後の復元整備に向けた基礎的な調査として、明治時代に埋め立てられた内堀南側の位置確認のための試掘調査、二の丸土塀跡の発掘調査等を実施しています。

エ 整備報告書の刊行

これまで実施した整備事業（太鼓門等の復元、二の丸御殿跡整備、石垣修理等）については、整備報告書を刊行し、発掘調査等の成果、工事内容等について記録を留め、公開しています。

(2) 史跡整備全般に関する課題

- ・堀の堆積物除去、二の丸の再整備等、保存、活用に関する新たな課題の解決のための整備が必要です。
- ・整備計画は策定されてから15年以上経過し、新たな課題を位置付けるとともに、未着手の項目に関する課題や優先度等を整理し、限られた財源と人的資源で計画的に整備を実施するための見直しが必要です。

(3) 史跡の構成要素毎の整備に関する課題

上述の整備に関する現状を踏まえた史跡の構成要素毎の整備に関する課題は表22のとおりです。

4 運営・体制の整備の現状と課題

(1) 現状

史跡松本城及び国宝松本城天守の保存・活用・整備は、松本市教育委員会教育部松本城事務所が所管しています。平成27年度の職員数、業務概要、関連部局は下記のとおりです。

ア 職員数

所長：1名（正規職員）

管理担当：正規職員5名（うち1名は現業職員）、嘱託職員5名、臨時職員5名

城郭整備担当：正規職員3名、嘱託職員3名（うち2名は研究専門員）

表20 松本城管理事務所の業務内容

係	業務内容	
管理担当	国宝松本城天守の公開及び保全管理等	国宝松本城天守の公開、太鼓門の特別公開、松本城鉄砲蔵赤羽コレクションの展示公開、国宝松本城天守の保全管理・清掃、松本城自衛消防隊による初期消火、文化財防火デーの訓練実施、天守等機械警備（防犯、防災）及び巡回パトロール
	史跡松本城の保全管理	本丸庭園・松本城公園・二の丸御殿跡・外堀等の管理、庭園・公園内樹木保全及び害虫等の防除・駆除、堀浄化のための管理、巡回パトロール（防犯、防災）
	諸行事等の開催	主要事業及び関連事業等の開催
	観光客等の受入れ	券売・案内業務、松本城売店業務、駐車場の管理運営業務、国宝松本城おもてなし隊業務、案内ボランティア支援
	宣伝及びPRに関すること	新聞、雑誌等への掲載、パンフレット頒布、松本城に関する冊子の販売、松本城公式ホームページの運営
	ボランティア等の受入れに関すること	公園清掃等のボランティア、職場体験等の受入れ
城郭整備担当	国宝松本城天守、史跡松本城の整備（文化庁との調整事項）	天守・史跡内の修理、本丸・松本城公園・二の丸御殿跡・石垣・堀等の整備
	国宝松本城天守、史跡松本城の調査研究、教育普及活動	歴史資料の収集・整理・調査研究、各種学習行事・講座等の開催、講師としての参加

イ 業務内容

松本城管理事務所の業務内容は、表20のとおりです。また、南・西外堀復元事業は建設部城下町整備本部が、世界遺産登録推進に係る調査研究事業は文化・スポーツ部文化振興課が担当しています。

ウ 松本市教育委員会・松本市の関連部局

- ・松本市教育委員会：文化財課（文化財施策統括、現状変更等許可事務、歴史文化基本構想、埋蔵文化財調査、史跡整備）、博物館（松本市立博物館の移転、調査研究、資料収集・収蔵）、学校指導課・学校教育課（学校教育）、生涯学習課（社会教育、公民館事業）
- ・総務部：松本市文書館（調査研究、資料収集・収蔵）
- ・政策部：シティープロモーション担当（松本城、松本市の情報発信）
- ・文化スポーツ部：文化振興課（世界遺産登録推進）
- ・商工観光部：商工課（イベント開催）、観光温泉課（観光施策、イベント開催）
- ・建設部：城下町整備本部（南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業）、公園緑地課（松本城公園）、都市政策課（都市計画、風致地区条例、歴史的風致維持向上計画、まちづくり等）、維持課（市道）

エ 運営の財源

史跡松本城及び国宝松本城天守の保存、公開、活用、整備は、松本城特別会計により運営しています。松本城特別会計は、松本城の公開等に係る収入を財源とし、松本城の管理運営のため、昭和33年に設けられました。歳入は観覧料、駐車場利用料、売店収入の占める割合が大きく、いずれも入場者数の増減に比例します。整備事業等については、国庫補助金が重要な財源となっています。また、昭和47年に松本城施設整備基金条例に基づき、同基金が設置され、松本城特別会計の剰余金を毎年積み立て、史跡整備等の財源の一部に充てています。平成27年度末の基金残高は、約11億3千万円です。

(2) 課題

- ・今後本格化する南・西外堀復元事業を始めとした各種大規模事業に対応しうる組織体制及び財源の確保が必要です。
- ・直下型地震等、大規模災害時を含めた来場者の安全確保のための危機管理体制の構築が必要です。

表21 平成26年度松本城特別会計の決算状況（単位：万円）

区分	歳入		歳出			
	内 訳	金額	内 訳	金額		
経常的経費	松本城観覧料	26,987	人件費	11,264	39,300	
	駐車場利用料	5,259	事務管理費	7,765		
	売店収入	12,963	天守管理費	1,712		
	一般会計繰入金	3,751	庭園・公園管理費	2,259		
	前年度繰越金	4,857	観光宣伝費	1,966		
	その他	122	営繕工事費	1,896		
			堀浄化対策事業費	666		
政策的経費	国・県補助金	6,844	12,066	国宝四城近世城郭群研究事業費	573	20,404
	施設整備基金繰入金	4,525	国庫補助松本城史跡整備事業費	8,798		
	施設整備基金利子	697	松本城歴史資料保存事業費	281		
			松本城保存管理事業費	795		
			南・西外堀復元事業費繰出金	1,383		
			国庫補助松本城天守耐震診断事業費	1,448		
			施設整備基金積立金	7,126		
合計		66,005		59,704		

* 保存管理・公開・活用事業に伴う経常的な経費と、政策的経費（整備事業など期間を区切って計上する経費、整備事業のために取崩し・積立を行う松本城施設整備基金に係る経費）に区分した

* 南・西外堀復元事業（平成24年度から）及び松本城世界遺産推進事業（平成28年度から）は、一般会計に計上し、事業費の市負担分を松本城特別会計から一般会計に支出（繰出し）している

* 一般会計繰入金は、松本城公園の管理を松本城管理事務所が担当していることから、公園管理経費の一部が一般会計から松本城特別会計へ支出されているもの

* 国庫補助率は松本城天守に係るものは65%、史跡整備に係るものは50%、史跡公有化に係るものは80%

表 2 2 構成要素毎の活用・整備の課題

		活用	整備
①本質的価値を構成する諸要素	地形・縄張り	城郭の範囲、構成等、史跡や松本城に関する説明が不足している	史跡全体や個々の構成要素に関する説明板の設置が必要
	石垣	石垣・土坡・堀等の城郭構成上の役割や個々の石垣等の特徴に関する説明が不足しており、その価値を伝えることができていない	
	土坡・土塁（顕在遺構）		
	堀・土橋（顕在遺構）		
	その他（顕在遺構）		
	国宝建造物・歴史的建造物	御金蔵は松本城を構成していた建造物にもかかわらず十分な活用がされていない	
	地下遺構・遺物	地下遺構への影響に配慮した活用の在り方の検討が必要	地下遺構の残存状況や配置等を明らかにするための発掘調査が不十分
②史跡の復元・表示施設	復元・復興建造物	太鼓門の活用が不十分	
	復元石垣等	復元石垣であることの表示や復元の経過、意義について説明が不十分	
	遺構表示	本丸御殿の遺構表示に関する説明板がない	
③その他の諸要素	管理施設	保存・活用の観点から、個々の管理施設・工作物の今後の在り方について検討が必要	
	工作物		
	園路、管理用通路等	本丸内園路が遺構保護のため未舗装であり、観覧の支障となっている	
	防災・電気・上下水道等設備	施設の老朽化、耐震化等が必要	
	植栽		
	石碑・石造物	戸田家・水野家ゆかりの石造物の解説が不十分	
	近代以降の地形造成、土木構造物	本来の姿の説明、現状に至った歴史的な経過に関する説明がない	
	公共施設等		市立博物館の計画的な移転